

商品概要説明書

スーパー定期貯金＜複利型＞

(2019年11月1日現在)

商品名	・ J Aバンク子育て応援定期貯金
ご利用いただける方	・ 18歳以下の子供を養育する個人およびその子供
期間	・ 定型方式 3年、4年、5年 ・ 預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 ・ 1,000円以上 ・ 1円
払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。 ・ 一部支払いの取扱いができます。預入日の1か月後の応答日以後に、1万円以上1円単位で、J A所定の中途解約利率により一部支払いが可能です。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預入時のスーパー定期貯金3年もの・4年もの・5年もの店頭表示利率に、0.05%上乗せした利率を満期日まで適用します。さらに、J Aで「児童手当」または「給与」をお受取りいただいている場合は、さらに0.05%を上記利率に加算します。なお、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる場合は、一部支払いした日から満期日まで変更後の約定利率を適用します。 ・ 自動継続の場合、この定期貯金の自動継続時の店頭表示利率に上記利率を加算した利率を当該満期日まで適用します。ただし、この定期貯金の当該満期日に会員資格を喪失する可能性がある場合、当該満期日の自動継続はご利用いただけません。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月ごとに複利計算をします。 ・ 20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・ 金利については窓口でお問い合わせください。
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率にJ A所定の利率を上乗せした利率） ・ マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 (1) 約定した預入期間が3年以上4年未満 <ul style="list-style-type: none"> ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×40% ③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50% ④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% ⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70% ⑥ 2年6か月以上4年未満 約定利率×90% (2) 約定した預入期間が4年以上5年未満の場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×10% ③ 1年以上2年未満 約定利率×20% ④ 2年以上3年未満 約定利率×30%

	<p>⑤ 3年以上5年未満 約定利率×60%</p> <p>(3) 約定した預入期間が5年の場合</p> <p>① 6か月未満 解約日における普通貯金利率</p> <p>② 6か月以上1年6ヶ月未満 約定利率×10%</p> <p>③ 1年6ヶ月以上3年未満 約定利率×20%</p> <p>④ 3年以上4年未満 約定利率×40%</p> <p>⑤ 4年以上5年未満 約定利率×60%</p>
<p>貯金保険制度 (公的制度)</p>	<p>・保護対象 当該貯金はJAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
<p>苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、お申込みいただきましたJAにお申し出ください。JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 お申込みいただきましたJAまたはJAバンク相談所にお申し出ください。 愛知県弁護士会紛争解決センター (電話:052-203-1777) 民間総合調停センター(大阪府)※ ※JAバンク相談所を通じてのご利用となります。 詳しくは上記JAバンク相談所にお申し出ください。</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お預け入れにあたっては、JAバンク子育て応援定期積金の証書(JAバンク子育て応援クラブ会員証)をご提示ください。 ・JAで「児童手当」または「給与」のお受取りをご利用いただいている方は、総合口座通帳等を提示いただきます。 ・お預入上限額は、保護者の方が200万円、お子さまが年間1人あたり100万円とします。 ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・他の定期貯金キャンペーンとの重複利用は不可とします。